

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 194 号（諮問第 203 号）

件名：質問内容に対してどのように調査したのかわかる文書の不開示（不存在）決定（公安委員会分）に関する件

### 1 開示請求

令和 2 年 11 月 24 日

### 2 原処分

令和 2 年 12 月 7 日（不開示（不存在）決定）

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

### 3 審査請求

令和 3 年 1 月 15 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 3 年 2 月 17 日

### 5 審議会の結論

公安委員会が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が平成 31 年 2 月 20 日付けで公安委員会に提出をした質問書に対して、公安委員会が調査した内容

が記載された文書であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、質問書を提出したのに、何も調査していない、というのは、役所の対応としてありえないので、何らかの調査を実施しているはずであると主張している。

イ 実施機関によれば、審査請求人から提出された平成 31 年 2 月 20 日付け質問書（以下「質問書」という。）を申出情報として受理し、然(しか)るべき部署に情報提供をするとの処理方針を、文書番号平成 31 年愛公 53 - 1 の決裁で決定したことから、愛知県警察本部交通部交通規制課等に質問書の写しを交付することにより情報提供しているのであり、質問書に対する調査はしていないとのことである。

ウ 当審議会において文書番号平成 31 年愛公 53 - 1 の決裁を確認したところ、「文書の收受」という件名が記載された当該起案用紙に審査請求人から提出された質問書が添付され、参考事項として愛知県警察本部交通部交通規制課等に質問書の写しを交付した旨が記載されており、公安委員会委員長が認証していることが認められた。

エ 他に本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情も認められないことから、本件開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は、平成 31 年 2 月 20 日付で愛知県公安委員会あてに質問書を提出しましたが、質問内容に対してどのように調査したのかわかる文書